

機関番号：17301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830084

研究課題名 土壌及び大気に係る環境損害に対する責任制度の研究—海洋に係る環境損害との比較から

研究課題名 Research on the liability system for environmental damage on soil and air -in comparison with environmental damage on marine environment

研究代表者 小林 寛 (Kobayashi Hiroshi)

長崎大学・環境科学部・准教授

研究者番号：30533286

研究成果の概要(和文)：平成 21 年度は船舶起因の油による海洋汚染が生じた場合の環境損害の賠償・補償制度の考察を行った。さらに、平成 22 年度は、海洋に係る環境損害に関する考察を踏まえて、土壌及び大気に係る環境損害についても考察を進めた。環境損害に対する責任制度を導入する必要性が既に主張されている一方、これを導入するに当たっては、土地取引の買主(土壌の場合)や油濁被害者(海洋の場合)の保護が後退しないよう慎重な制度設計を行うことが望ましいということを大気、土壌、海洋といった各媒体を比較しながら主張した。かかる主張はこれまで示されて来なかった問題意識であり、本研究において得られた重要な知見であると考ええる。

研究成果の概要(英文)：I discussed the compensation system for environmental damage in case that marine pollution caused by oil discharged from vessels occurred for the academic year of 2009. In addition, I carried on comparatively discussing environmental damage for air pollution and soil contamination given discussion regarding environmental damage for marine pollution for the academic year of 2010. While other scholars has already insisted necessity to introduce the liability system for environmental damage in Japan, I argued that it is advisable and desirable to review careful design of the system in order not to degrade protection of victims caused by marine pollution, air pollution and soil contamination. This argument has not yet been indicated until now but is considered to be new perception.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	680,000 円	204,000 円	884,000 円
2010 年度	690,000 円	207,000 円	897,000 円
年度			
年度			
年度			
総計	1,370,000 円	411,000 円	1,781,000 円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：民事法学、環境損害、海洋汚染、大気汚染、土壌汚染

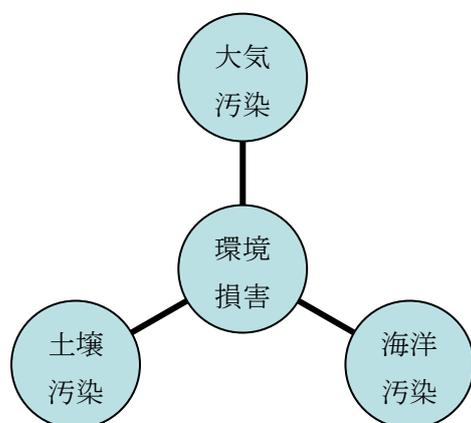
科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

環境損害に関する論稿は我が国において既に多数発表されている。本研究者は、国際的油污損害賠償・補償制度の特殊性を踏まえたこれまでの考察をさらに、土壌及び大気に進めて、海洋との比較から、土壌汚染及び大気汚染に起因して生じる環境損害に対する責任制度の導入の意義・必要性や、環境損害に対する責任の内容や範囲について考察するという着想に至ったものである。

2. 研究の目的

本研究は、①土壌、②海洋及び③大気に係る汚染規制及び損害賠償・補償の各制度を比較考察することを通じて、近時環境法の分野においてその導入の意義が主張されている環境損害に対する責任制度について、土壌、海洋及び大気という個別の環境媒体に着目しつつ考察し、もって今後同制度を導入する場合の制度の在り方に関する議論の発展に貢献することを目的とするものである。これまでにも環境損害に関する論稿は多数発表されているが、その多くは環境損害に関する総論的な考察であり、EUやアメリカ合衆国における制度の紹介に留まっており、個別の環境媒体に対する汚染の性質・内容・他の汚染との相違点・現在の各汚染規制制度や賠償・補償制度の異同などに着目しこれを比較しながら環境損害制度の導入について考察した論稿は少ない。そこで、本研究は、土壌(陸)、海洋(海)、大気(空)といった個別の環境媒体に対する汚染に着目しながら環境損害が生じた場合の回復責任及び賠償・補償責任の制度導入の意義・在り方・問題点を考察することを目的とするものである。



本研究者が留意したのは、船舶起因の海洋汚染による油污損害の場合には、他の環境媒体に対する汚染と異なり、①油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「CLC」という)及び油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(以下「FC」という)に基づく国際的油污損害賠償・補償制度が存在すること、及び②責任当事者(船舶所有者)が負うべき損害賠償責任が例外的場合を除き一定限度に制限され得るという点(責任制限制度)である。これは、海洋汚染が国境を越えて生じる地球環境問題の一つであること、及び海事法の分野においては船舶所有者の責任を一定限度に制限する責任制限制度が存在しその歴史は中世に遡ることが背景として挙げられる。

そこで、本研究者は、国際的油污損害賠償・補償制度の特殊性を踏まえたこれまでの考察をさらに、土壌及び大気に進めて、海洋との比較から、土壌汚染及び大気汚染に起因して生じる環境損害に対する責任制度の導入の意義・必要性や、環境損害に対する責任の内容や範囲について考察するという着想に至ったものである。

環境損害に対する責任制度の導入の意義は既に他の論者の論稿によって一定程度主張されている。本研究は、かかる各論稿における主張を踏まえ、これを土壌(陸)、海洋(海)、大気(空)という個別の環境媒体に着目し、これらに固有の環境損害に対する責任制度を導入する必要があるとしたら、いかなる内容及び範囲が最も適切なのかを3つに分けて比較しながら考察を進めることに学術的な特色があると考える。特に、船舶起因の海洋汚染による環境損害については、タンカー油污損害と一般船舶油污損害とに分けて、それぞれの範囲で賠償・補償責任が認められるのか、責任制限制度はどの範囲で及ぶのかを考察した論稿はこれまでに無く、本研究は、かかる考察を前提に、さらに土壌汚染及び大気汚染に考察を進めることに独創的な点があると考える。

3. 研究の方法

本研究の前記目的を達成するための方法として、先ず①船舶起因の海洋汚染による環境損害に対する責任制度に関する考察を進めて、平成21年度中に論稿を完成させ発表した。そして、②土壌汚染、海洋汚染、大気汚染の原因となる事由(例えば、海の場合には船舶事故による油の流出など)と各汚染の内容・性質について共通点・相違点を整理する。①②を環境損害に対する責任制度に関する考察の基礎として、平成21年度後半から③土壌汚染及び④大気

汚染に係る環境損害に対する責任制度に関する考察を開始しこれを進めた。

研究の方法は、文献調査が中心となった。海洋汚染、土壌汚染、大気汚染に係る環境損害に関する文献資料を収集する。海洋汚染に関しては既に相当程度文献を保持しているため、後二者に関する文献資料の収集が必要となる。さらに、個別の環境媒体毎に、環境汚染の法律実務に携わっている専門家に対して聴取調査を行い、本研究に対する助言を求めた。

4. 研究成果

平成21年度は、海洋に係る環境損害に対する責任制度を中心に、特に船舶起因の油による海洋汚染が生じた場合の環境損害の賠償・補償制度の研究を行った。これまでタンカー油濁損害と一般船舶油濁損害に分けて環境損害の賠償・補償制度の検討が行われて来なかったところ、本研究においては、これを2つに分けて検討を行った。かかる検討の結果、タンカー油濁損害にも一般船舶油濁損害にも環境損害が含まれていることが明らかとなった。次に、船舶油濁損害に環境損害が含まれているとして、それがどの範囲まで賠償・補償の対象となるのか、一定範囲で対象となるとしてそれが油濁事故に起因して発生する他の債権に船主責任制限制度との関係からどのような影響を及ぼすのかについて考察を行った。かかる考察の結果、環境損害概念やこれに対する責任制度を導入する場合でも油濁被害者の保護という船舶油濁損害賠償保障法の趣旨（同法1条参照）が後退しないよう一定の均衡を保つ必要があるという問題意識を近時の環境損害をめぐる議論に付加する必要があることが明らかとなった。本研究における考察をまとめた論稿を上下巻に分けて平成22年中に発表した。平成21年度中に行った海洋に係る環境損害の責任制度に関する考察を踏まえて、平成22年度においては大気汚染及び土壌汚染に係る環境損害の責任制度に関しても考察を進めた。

平成22年度は、平成21年度に引き続き、船舶起因の油による海洋汚染が生じた場合の環境損害の賠償・補償制度の考察を行った。特に一般船舶油濁損害の賠償制度について環境損害を中心に考察を行い、九州法学会2010年第115回学術大会（平成22年6月26日）において研究報告を行った。かかる考察をまとめた論稿の下巻を長崎大学紀要（長崎大学総合環境研究）において発表し、環境損害に対する責任制度を導入する場合でも油濁被害者の保護という油濁賠償法の趣旨が後退しないよう

一定の均衡を保つ必要があるという問題意識などを示した。

さらに、平成22年度は、海洋に係る環境損害に関する考察を踏まえて、土壌及び大気に係る環境損害についても考察を進めた。かかる考察結果を財産法研究会（慶應義塾大学、平成23年4月16日）において報告した。同報告においては、環境損害に対する責任制度を導入する必要性が既に主張されている一方、これを導入するに当たっては、土地取引の買主（土壌の場合）や油濁被害者（海洋の場合）の保護が後退しないよう慎重な制度設計を行うことが望ましいということが大気、土壌、海洋といった各媒体を比較しながら主張した。かかる主張はこれまで示されて来なかった問題意識であり、本研究において得られた重要な知見であると考えられる。すなわち、大気については、EU指令の環境損害概念には大気は含まれておらず、アメリカ合衆国においても、大気浄化法には自然資源損害に対する責任制度は規定されていない。他方、土壌や海洋についてはアメリカ合衆国において自然資源損害に対する責任制度が存在するが、これを我が国において導入する場合でも、土地取引の買主や油濁被害者の保護への適切な配慮が必要であることを明らかにした（具体的には、基金による補償額に限度額を設けるなど）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

（1）小林寛、船舶油濁損害における環境損害の賠償・補償制度についての考察（2・完）、長崎大学総合環境研究、査読有、13巻1号、2010年、1-13頁

（2）小林寛、船舶油濁損害における環境損害の賠償・補償制度についての考察（1）、長崎大学総合環境研究、査読有、12巻2号、2010年、1-13頁

〔学会発表〕（計2件）

（1）小林寛、環境損害に対する責任制度—土壌、大気及び海洋との比較から—、財産法研究会（慶應義塾大学）、2011年4月

（2）小林寛、一般船舶油濁損害の賠償制度—環境損害を中心に—、九州法学会、2010年6月

6. 研究組織

（1）研究代表者

小林 寛 (Kobayashi, Hiroshi)
長崎大学・環境科学部・准教授
研究者番号：30533286

(2) 研究分担者
該当なし

(3) 連携研究者
該当なし